

市町村合併調査研究特別委員会

平成15年1月10日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎西谷 剛周	○野呂 民平	森河 昌之	山本 直子
松田 正	中西 和夫	里川宜志子	萬里川美代子
中川 靖広	喜多 郁子	浅井 正八	木田 守彦
吉川 勝義	小野議長		

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	助 役	芳村 是
収 入 役	中野 秀樹	総 務 部 長	植村 哲男
企画財政課長	池田 善紀	同 課 長 補 佐	山崎 善之
同 課 長 補 佐	西巻 昭男		

3. 会議の書記

議会事務局長	浦口 隆	同 係 長	上埜 幸弘
--------	------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

委員長	あらためまして、委員ならびに理事者の皆様には新年明けましておめでとうございます。 昨年１２月議会におきまして、本特別委員会の委員定数を議長を除く議員１５名と改正され、正副委員長には引き続き私と野呂副委員長で当たらせていただくこととなりましたので、よろしくお願いいたします。 それでは、全委員が出席されておりますので、ただいまから、市町村合併調査研究特別委員会を開会いたします。 はじめに町長のごあいさつをお受けいたします。
町 長	(町長あいさつ)
委員長	次に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。 署名委員に、森河委員、山本委員のお二人を指名いたします。 本日の審査内容は、お手許に配布しておりますレジメのとおりです。 (１) 市町村合併について、①王寺周辺広域市町村圏合併研究会報告書について、②平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町・上牧町・王寺町・河合町合併協議会規約（案）及び町長意見書（案）については関連するものであり、一括議題と致したいがよろしいですか。 (異議なし)
委員長	それでは①②を一括議題とし理事者の説明を願います。
企画財政 課長	(資料１及び王寺周辺広域市町村圏合併研究報告書により説明)
委員長	説明が終わりましたので、意見質疑があればお受けします。
松田委員	質問なんですが、その前に大変な資料の整備をしていただいてご苦

労だったというように思います。特にこの資料を今直ちに判読して判断することは難しいことではあるのですが、特に私はこの中で関心をもって見ていきたいと思いますのは、合併を推進しようという政府その他の関係から見て、今日までの地方自治体の均衡を保つために地方交付税をもって格差是正措置を講じてきたということが最大であるし、今回合併を促進するにあたって政府が思うような合併を推進しないと、いわゆる地方交付税についての格差、是正措置をうち切ってしまう、ここに実は大きな狙いがあるし、我々に強制する要素を与えるという印象を強くしているわけです。そういう意味でこのシミュレーションをこう見てとみます時に一体地方交付税の関係がどう変わっていくのかと見ていますと、現在この7町の中で地方交付税の関係を見てみまして、格差是正を必要としない財政規模が存続されているというように見ていいのかなと。そういうことでありますと、いわゆる政府が言うように地方税制の今後の改正にあたって、そう恐々として怖がっていく必要もないのかなというふうに思うのです。特に今盛んに言われている、いわゆる国から地方に下ろす格差是正分の金が非常に起きる、このままではだめだということではいろいろ言って、しかも自主的な地方分権を推進するということになってくると、そういうものに対してもと盛んに言っているのですけれども、事実これを見てみますとそういうものがどこで組まれているのか。しかも格差是正分の関係については、この資料を見る限りにおいては数字が出ていません。そういうことから見ますとあまりそのこととは関係がないのではないかなというように思うのですが、この辺のところをどういうふうにかこの数字を見ていったらいいのか、見方に間違いがあるのなら教えていただきたいと思う。ここで言う格差是正分という関係についてはそういう意味のものではないのかどうかについて聞かせていただきたいと思います。

企画財政
課長

ここで言う格差是正につきましては、総務省が言っています小さい市町村に対する傾斜配分の見直しについてはここではカウントをいた

しておりません。それについての推計は具体的に来ておりませんので、7町で推計する上では今の交付税の体系があるものとして推計させていただいております。

松田委員 今後の関係については分かるのですが、今までに格差是正として地方交付税に配慮されていたのかいないのか、またその額がどうであったのかということがここにはありませんね。しかも12年度においてもないわけですね。そのことを一体どう見たらいいか言っているわけです。今後の関係についてこの数字を見てみますと、合併した後特例法が出てくる。特例法がうち切ったらこれだけ減りますよという関係だけは出てきているのですが、そのことが我々に脅しをかけてきているような、減らすよと今後この面倒は見ませんよと言っている関係についてはこれまでに我々みてもらっていたのかいなかったのかということなのです。このことが一番住民の関係について、今後の地方自治体の財政事情が非常に困難になってくるとき、このままやっていけなくなるというときに、そういう是正分をうち切られるということになると言うべきなのか、あるいはそういうことが全く関係ないのですと、それは単に政府が我々に合併を促進させようとしていたずらにそのことを強調しているにすぎないという受け止め方をしているのかということが一番のポイントだと思うのです。我々が住民に言うことについては、住民もそのことが一番わかりやすい問題だと思うのです。ところがこの関係は総括があって各町毎に逆算して出していないとわからないという作り方があったわけです。そういう面から言ったら、地方交付税が地方交付税の所だけ各列举して、具体的に数字が出てこうなりますという関係の方がわかりやすいと思うのですけれども、問題は地方交付税が今までのようにもらえなくなるんだと、うち切られてしまうんだと。うち切られるという関係は合併しないとどうしてもうち切られてしまうんだということがはっきりしたので、それではとてもやないがやっていけませんからこうせざる得ないのですということになるのかならないのかが一番のポイントだと思うのです。他の関

係についてはそれなりに制度が残っているのか変わっているのか知りませんが、ポイントはそこにあると思うのです。そのことを浮き彫りにした関係にする方がより分かりやすいし、住民にもより話はしやすいようになってくるのではないかなと思っているのです。その辺はどうなのか。その分野については一切政府が特別に格差是正分として特別に交付税が受けれるということでないというふうに言えるのか言えないのか、もし言えないとしたら幾らそこに含まれているのか。その辺の所はどう見たらいいのか。もう少し明確にするようにできないのかと思うのですが。

企画財政
課長

まず第1点目のことで、例えば6-14頁ですが、今言われる格差是正分、地方交付税の特別交付税のところ「格差是正分」を入れております。ここで入れております格差是正分につきましては、個別算定でもありますし合併算定でもあります。ここでの格差是正分につきましては、合併したとした場合につきましては、地方債の分につきましては地方債残高についてそれぞれ各町によって相当ばらつきがありますよとか、土地開発公社の保有額について相当各町持っている、その繰り上げ償還をしないといけない、また水道料金、介護保険料等々において相当ばらつきがあつて、その格差是正のために平均を取るための格差是正が必要なために特別交付税を措置しますよという分についてここで格差是正として入れております。今松田委員からご質問のあります、今言われているとおり国の方では地方交付税のいわゆる傾斜配分の格差是正分をなくすという報道等がございます。これにつきましては、斑鳩町でしたら概ね人口10万人を基準とした数値を使っておりますが、10万人の数値を約3万人の斑鳩町に当てはめたら相当経費が高くなりますので、その時に傾斜配分により何割増しかにやっております。この割り増しの分について今後経済状況を見る中で、この格差を埋めていこうということでもありますので、これにつきましてこれを見ないと確かに将来の予想ができないと言われるとおりであります、けれどもここでの平成12年度の決算で、そしたら実

際斑鳩町3万人で、どれだけの格差と言いますか傾斜配分で上積みをしているのかと数字を示せと言われますと、個々の交付税算定につきまして再度計算し直しする必要がありますので、今ここで幾らというのはお答えしにくい状況であります。

松田委員 計算し直して出せるものなら出してほしいと思うのです。それが一番の合併問題に関して、しかも地方財政がどうなるかということについての重要なポイントだし、このことが唯一合併論議の中心の課題だと思うのです。そのことをあえて避けて、そしてわざわざ項目を起こしておきながら全く数字を記載しないというところに、行政が折角努力してくれながらこのところでオブラートに包んでしまっているという形のものになっていると思うのです。

今人口の関係を言われました。私はなぜそれではということだと思うのですが、小さい市町村が格差是正の措置が行われているから、今財政的に運営されているという説明をされるのですが、それなら今盛んに言われている、大阪府などは早くから供給のストップをして財政再建に取り組んでいる。あれだけ大きいところがなぜそうなってきたのか言えると思う。これは景気、経済状況だと思うのですけれども、大きければいいということではなくて、大きいけれども大きいところで我々以上に大幅な財政危機が到来しているということが言えるだろうと思うし、これは大阪市にも言えるわけです。このように特別に大きいところでもそのようになっている。では、中核市に移行した奈良市の場合は聞いていますと、財政危機を訴えています。だから中核市に移行することによってそれがよくなると言えば、財政的により窮迫している状態になってきているというふうに言われている。なぜなんだろうか。ところが我々については大きくならなければならん。8千や5千の人口ではだめやと、だから10万都市にならんとと言うのですが、大きければいいという関係ははっきりしていない。人口規模だけで単純に語れないというのが市町村合併の問題ではないのか。そのことを解明するためには今私が言ったようなことが当然に明らかにさ

れてこないといけないのではないかというように思うのです。確かに人口は小さいですが、奈良県の場合の極めて財政的に危機的状況にあると言われているというのが、高田市、御所市だと思うのです。その場合御所市の場合については、市税などの自主財源といのは27.5%だと言いますね。それから人件費や公債費などの義務的経費については50.8%かかって非常に財政が硬直化していると。それから経常収支比率の関係については101.6%と、斑鳩町は83.2%ですよ。起債制限額の関係は17.3%と、こういうことで御所市の場合はずっと赤字決算続きですよ。市であってそれなりの人口規模を持ってもこういうことでありますから、必ずしも人口が多いとか少ないとかということだけで、地方財政の状況というものを理解することができないのではないかと。そういうことであるとするならば、高田市なり御所市の場合について、いわゆるこの格差是正分というふうな関係についてはなっているのかどうか。いわゆる地方税の内容を分析をする必要が出てくるだろうと思う。特に地方交付税を受けていない大都市というのは10市あるかないかですね。だからそういう状態でどこにも受けているという現状であるのですから、必ずしも斑鳩町などでもそうであろうと思うし、必ずしも小さいから大きくなるというだけで論じることが財政的にできないのではないかというように思うし、その辺を具体的に解明してもらおうとしますと、先ほど言いましたような分析の仕方をしてもらわないと、説得力をもった財政面での説明になり得ないのではないかと。大きいところでも赤字で窮窮言っているし、小さくてもそう言っている。そしたら同じことやないかと。そしたら政府が言うように大きくしたら大きくしたらと、10万程度と言われてはいますが、10万程度にしたら安定していくのかというと、そういう方向にはこのシミュレーションではないと思う。一時的な特例法があって交付金がある間はいいいですが、それから後はぐんと減ってくるという根拠は明らかにしているではないですか。それは世代がどう変わるかということと、どう推移していくかということの見方にもよると思うのですが、そういう面から言うと必

ずしも適切でないのと違うか、また分かりにくいのではないかと。それは冒頭で断りがしてあって、そのことは理解はしますが、しかし我々が求めたい、我々が知りたいという関係について、財政が息詰まってしまうということを言いますが、それではそのことの保証ができるのかという説明の資料としては不十分のような気がする。私はあれやこれや出すのは協議会なりでやってもらっていいと思いますけれども、当面は1つ焦点を絞って地方交付税なら地方交付税に絞って、それがどうなるのかという関係を具体的に見て、しかも今日までの格差是正分なりいろいろ均衡化を保つための配慮されていたというのはどれだけだったのか、それが今後どう減っていくのかという関係について、それがなくなったらどうなっていくのかということが一番知りたいことだと思う。後の施策はそれぞれ町の事情において、財政の規模家の状況においてやっていかざるを得んわけですから、そういう関係での面から見ると、我々が一番知りたいところが抜けているような気がするのですけれど、これは出せるものなら出してほしいと思います。

里川委員

この報告書を求めていただいたのは、コンサルに委託したのだと思うのですが、斑鳩町でコンサルに幾ら払ってこの報告書ができたのか確認させていただきたいのと、それからこの報告書で私がどうしても納得できない部分で、第1章の1市町村合併の背景というところで、いろいろ書いてあります。そこについては行政の職員が考えたのでない、コンサルの意見のような気がして、そしてこの中に時限的問題というのがありますが、市町村合併は時限的な問題ですと言い切っているのですが、昨日の奈良新聞に町長の談話が載っていたのですが、町長はこの期限に間に合わなくても合併への機運を盛り上げていくべきだというご発言をされているのですが、その辺私も資料を読ませてもらったり、新聞を読んでいても、こういうところで話をさせていただいたり、一般質問で答弁をいただいても、何か理解がしにくい、一体行政としてどのように考えているのかということが掴みにくいというところがあるのです。そういう意味で、最初の全国におけた合併

推進の背景の中のこの文章については、はっきり言って全部疑問ばかりです。この資料についてコンサルに任せっぱなしになったのかどうか確認させてください。

企画財政
課長

コンサルの委託料については補正予算させていただきまして、各町30万円ずつ210万円、後県の補助金をいただいておりますので、約400万円弱の中でされております。

もう1点、1－1頁背景を言われておりますが、これは7町の背景ではなくて、いわゆる全国的な市町村合併の背景を一般論として述べております。

里川委員

一般論ではなく、7町の問題としてこの報告書にきちんと書いてほしいと思います。一般的な流れと7町で考えているのとでは内容が違ふのですよというのであったら、報告書の資料としてはおかしいのではないかと思います。

それともう1点、町長の新聞報道ですが、町長ご自身のお考えについては私が先ほど私が申し上げたような考えで認識していていいのですか。

町 長

いずれにいたしましても私が申し上げているのは、17年3月の特例法の期限があると、総務大臣はそうおっしゃっているけれど、しかし先のことを考えたら、これだけの機運が盛り上がっていく中で、もし17年以降になったらこの特例法は終わるけれども、いずれこの判断をするときがくるだろうと、これで終わりですということにはなっていないと思っております。里川委員がおっしゃっているのは、あくまでも政党的な考え方から反対されているのだから、その辺の所を十分に考えていかなかったら。議論は議論ですから、私は町村合併というのはそういう1つの7町の中で、あるいは4町の議論をしているのですから。

いずれにしてもこの7町の中でどうなっていくのか、これは合併の

協議会の中で、また議会で可決がされて法定協議会が進んでいけば、そこらの過程を専門的にやっていくことが大変大事であろうと思う。しかしそういう機運を17年3月までに合併しますよといっても22か月かかるのですから、17年3月以降にもそういう点について国の方もそういう特例法に準ずるようなものを考えていかなかったらなかなかできませんよということを申し上げている。

里川委員 何も政党がどうのこうのという問題は今関係ないと思うのですけれども。住民と十分話し合いながら、今アンケートをつくりましてずっと入らせてもらっています。住民のみなさんのご意見を聞いてというのが基本だというように考えています。

それともう1つだけ教えてほしいのですが、私12月議会の一般質問で法定の合併協議会の法的根拠、位置付けが分からないと、出口はやっぱり合併なのではないかという発言をさせていただいた経過があるのです。その時答弁をいろいろいただいていますし、総務省の指針とかを見る中では合併の是非も含めてということを法定の合併協議会でも言われてきていると思うのですが、ただ法定合併協議会のいろいろな一連の事務の流れとかの説明の中で、合併の是非を論議する場面、手続きというのは一連の事務手続きの中には特段ないのではないのでしょうか。ですからその流れを見る中でどの部分で是非を含めてとおっしゃるのであれば、どんなふうな考え方で会議が持たれるのか、確認をしておきたいと思います。

町 長 12月の一般質問でもお答えしていますように、この2月4日に予定されております法定合併協議会の設置について、議会で可決されるか否決されるかは進んでいくわけですから。ただ里川委員がおっしゃっているように法定合併協議会がすべて合併に向かっていくのかということがどうかということは、これは先のことから、なった中で議論されると思います。その中でも私が一般質問でもお答えしておりますように、四国のあるところでは土庄とか法定協議会ができました

けれども、土庄とかどこかの町が住民投票したら、その合併に反対た
いということが多かったものですから、その法定協議会がご破算にな
ったということを申し上げておりますから、何も法定合併協議会がす
べて合併に進んでいくということには当てはまらないと思う。これか
ら立ち上がっていく中の議論は、新しく4月に統一地方選挙が終わり、
また新しい議員の方もおられますから、そういうことも踏まえて住民
の方の声も吸い上げて、まさにこれは1つの選挙の争点ですから、そ
の辺考えて議論されていくであろうと思っております。

里川委員 私は素朴な意味合いで、総務省の合併協議会の手引きというのがある
と思うのです。それは事務の流れがあると思うのですが、その中に
は特に合併の是非というものを独自に論議する段取りの記述というの
がないのではないですかということを行ったのです。

企画財政
課長 今質問されておりますけれども、例えば市町村建設計画を策定する
とありますが、市町村建設計画を策定するのは一番大事な問題ですけ
れども、この中には合併した場合の市町村建設計画、ある町によって
はその建設計画には同意できませんと、それらについてどう判断して
いくのか。それを協議しながらやっていくわけです。ですからこの
書面の中では市町村建設計画の作成とありますが、これを作成する中
でいろいろ議論されると。また福祉関係について議論されるとき、こ
れについてすり合わせしますよと、そのすり合わせができるかできな
いかを議論する。だからあえてこの中では是非について協議するとい
う文言になっておらず、これについて協議するということになって
おります。

松田委員 この問題については真剣にいろんな面で考えているのですが、合併
問題というのは良かれ悪かれいずれにしても避けて通れない問題視で
あるという関係は、全体の共通の認識が持てるのではないかと思います。
ところが、そのリーダーシップを発揮しろと言われる議会にしまして

も首長にしましても明確に態度態度を打ち出していくという状況ではないというように思うのです。そういう中で住民に判断しろと言っても住民に判断できるはずがないと、このように思うのです。この原因は一体何なのかということになってくると、やっぱり我々もそうですけれども、これは私だけかも知れませんが、住民の意向を十分に掴みきっていないというのが、今日の率直な状況でないのかと思うのです。いろんなことで7町の関係は以前から7町の合併について模索し、あるいは合併問題について議論してきた過程があったと思う。そういうことで、最近の関係で言うならば平成5年にこの広域圏の調査をしている。そして冊子を出している。そして1昨年になりますけれども青年会議所が出している。住民の意思を判断するについての一定の資料としてはこの2つしかないところです。あとそれぞれの行政機関で話はされてといるのだろうけれども、今回初めてこのシミュレーションを協議会として出してきている。しかしなおかつこれでも十分に住民の意思を掴みきっていくことはできない。ここのところに態度の明確化ができない要素があるだろうと思う。

そういうことから考えていきますと、いよいよ2月4日には臨時会でどう対応していくかということが議論されて、その結果によって今後さらに深まった議論がされていくということになるし、その議論を待つ必要があるのだろうと思うのです。私は13年9月の議会で合併問題に絞って質問させていただきました。その関係についての理事者側の答弁などを合わせてできているのですが、その中で合併特例法の関係の平成17年以降一体どういう状態になっていくのか、その先に国による強制的な合併が待っているということであるならば、特例法の期間内に合併を行うことがいいだろうと思う。しかし、地域住民や議会の意思形成や意思統一が必要であるから住民への啓発を慎重に深めていかなければならないという答弁がされているわけです。

それでは思考しながらなおかつ踏み切っていこうという態度は示されてといたないと思う。ですから西和7町の合併問題について、たとえば合併特例法の期限に間に合わなくても合併の機運というものは盛り

上げていかななくてはならないというのが、先の質問でもありましたように新聞報道によるところによると、町長もお考えのようであります。そこで合併の特例法の期限にかかわらずに合併を施行していこうとする確認はしているのか、していいのかどうか。あくまでも合併は避けられないので合併をしていくんだという基本的な姿勢をお持ちになっているのかといいことが1つ。その辺の所は極めて影響するように思いますが、どうなるのであろうか。あるいはこの7町合併か、枠組みとして選択肢として他のことは考えられるのかどうか、こういうことがあると思うのです。それはかつて平成9年に再度町長選に立候補されましたときに、斑鳩市構想をだされました。そのことについて私は質問しましたが、その際にも7町一挙にいくことは無理であるから、いわゆる生駒郡四町の合併を先行させた方がよりことが進めやすいという立場でものを申したというように言っておいでになって、そういう考え方は今もなおどこかにお持ちになっておられるのかどうかという関係について、きちっと整理していきたいと思うのですが、そういうことは一体どうなのかと。

従って2月4日の議論の結果によると思うのですが、協議会設置の過程では何らかの形で住民に答というような手だてというものが当然考えられていくんだらうと思うのです。そういう考え方についていつどのような形で議論の場をされようとするのか。それは少なくとも協議会設置後の議論をしていくとするなら、7町で一斉に調査することが望ましいと思うのです。この辺について現在どのようにお考えになっているのかと思います。

合併に障害となっている関係についていろいろ出てきますが、この結果が斑鳩町の場合比較的消極的と言いますか、そういう状況であるためになおさら態度表明が難しい状況にあるのだらうと、しかし全体的な情勢としては課題になることは間違いない。とするならば、一体そういう障害となっている関係についてはどう克服していくか、どう対応しようとするのかというところに焦点を絞った一般的な議論ではなくて、
が叶うような体制というのをどうつくっていこうとし

ていくのかということが大事になると思う。そうでないと同じようなレベルで7町のレベルで議論を深めていくということになりにくい状態があるのではないかと感じたりします。その辺について一体どういうふうに考えていくのかどうか。少なくとも各町が競う合うような形で箱もの施策を進めてきたという関係が合併問題とは裏腹な関係で、町民の目に映ってきている。このことが直っていかないといかんのではないかとしばしば申し上げてきました。このことについても一般質問で申し上げましたが、その当時のご答弁としても7町の合併しようという首長間の合意形成を図っていく、そして強いリーダーシップを発揮していくのが必要だろうということも申し上げました。そういう方向でいずれにしましても各首長が意思統一を図って共通の目標に向かって進んでいけるような場を積極的に設けて進んでいくことが必要だというふうに言っておいでになるわけなんです、今日までの状態で7町の各首長が等しく同じように慎重にということで明確にはされておられません。このことについてそのような認識でいいのか、さらにぼちぼち体制が固まりつつあるということであるなら、この辺などについて現時点で見解が述べられるようであるのなら述べてほしい。そのことなどを参考にしながら臨時会に望む体制というものを私なりに考えていきたいと思うのです。

町 長

1点目の関係等につきましては、14年度中であるなしにそういうものが煮詰まってくれば17年度の3月まではいけるだろうと、しかし恐らく15年の統一地方選挙が終わって、それから議論をしていく中では概ね1年をかけてしても16年の5月かそれくらいに結論が出てこようとするならば、私は17年3月は無理であろうと、やはり17年3月までにみなさん方何とかしようという努力はするもののなかなかない。そういうことを踏まえる中では将来的にこういう議論が高まっていく中では、これで終わりというわけにはなっていないだろうということを申し上げているわけです。この関係等については私は7町が真剣にいろんなことを考えていくという中では、私

は合併問題等については2郡に跨ってという合併は全国にないので、私の方は生駒郡の領域ですから、向こうは北葛城郡の圏内です。その中で新庄、當麻あるいは広陵、香芝、高田、御所がなかなか進まない中で、新庄・當麻が3万人特例都市を設けての合併を16年3月にしたいということで今現在進められているわけです。恐らく合併になると私は思っています。しかし後の関係等についてはいろんな議論があります。その町その町の町長がいろんなご意見があるわけですから、私はそういう点では非常に真剣に考えなかったら。私は一番問題は2010年に引っかかっているこの焼却の問題ですらも未だ県は何も対応しないのです。これを生駒郡と郡山と生駒につくれというのです。7か町の3町は入っていないのです。そういうことを県があえてやっているということは、私は国も県もいろんなことを進めておりますが、ある程度もう少し指導していくことが必要であろうと思う。

今こうして出てきたのが住民発議による50分の1の署名、その中でも斑鳩町が一番低いのです。アンケートの中でも一番低いのです。そのことが一番大きい問題だと言って、平成9年になぜ私が斑鳩市構想を言ったかということをみなさん方ご理解をいただかなかったら、やっぱり住民の方々は問題を抱えているのです。そのことが財政事情等でも交付税の問題でも引っかかってくるのです。そこらを十二分に検討しながら議論を進めていかなければならない。松田議員や里川議員のご質問のように最終はやっぱり住民だと、今はみなさん黙っておられますけれども、やっぱりみなさん方は最後の時には決めてはあります。私は当初から申し上げていますように、合併のハードルというのは3つあるのです。1つはまず場所と名前を決めることです。2つ目は議員あるいは理事者側関係者は就労等の問題等年金の問題があるのです。3つ目は交付税等の財政事情です。やっぱり共産党がおっしゃるように同和問題の関係等についてもいろいろとあるわけです。そういうことも議論しなかったら、避けてと通れないのですから。私はそういう問題等についても、住宅の貸付資金についても焦げ付いているわけです。焦げ付いたものをどれが回収していくのか、合併した

らこれで終わりかということにはなっていない。それはみんな返さないといけない。そういうことを十二分に議論して7町の往く末の方向付けをしていくことが一番大事であろうと思う。そのためには私はあえて平成9年に斑鳩市構想をその辺から唱えているわけです。それが他の町長から早く言いすぎたということをおっしゃっているけれども、言い過ぎたのではない。後のことがみなさん方理解していないからこういう問題が起こってくる。いろんなことを集約していくと私はそういうことを思っておりますし、今でもそういう気持ちを持っております。

ただ町長の選挙は17年2月に王寺町選挙、あるいは17年3月に上牧、10月に斑鳩町の町長選挙、3つあります。そういう1つの議論はその辺にあるし、18年には三郷、安堵、そして19年が平群、河合と、私は時間をかけてでも18年、19年でも議論が進んでいくのであればそういうことを慎重にやっていかなかったら、早く結論を出すことははない。より慎重に対応していくことが一番大事だと思っております。

山本委員 資料1でいただいている規約の案ですが、1つ教えていただきたいのですが、法定による協議会というふうになっていると思うのですが、住民への配慮というのはどういうふうに読んだらいいのかと思いついていたのですが、いわゆる委員の中に学識経験を有するもの若干名と書いてありますが、それがいわゆる住民のみなさんに対する配慮になるのかなと思ったのですが、このあたりの考え方を聞かせていただきたいというのと、それが公募というふうに読めるとするならばいわゆる会議録の問題であるとか、本会議の問題であるとか、その辺はどのように理解したらいいか教えてください。

企画財政課長 まず住民への配慮ということですが、ここで言う委員につきましては第4号で7町が協議して学識経験を有する者若干名、この中で各町同じ人数で入ってこられると考えておりますが、これについては各住

民の代表者が入ってこられるということでもあります。

会議の公開については当然この合併協議につきましては住民にとって非常に重要な問題でありまして、最近の事例を見ていましてでも会議につきましては公開にされている場合が多いですし、会議録でもできあがったらすぐ公開されております。ただ個人情報にかかると個人情報保護法にかかるとなれば非公開とされておりますけれども、一般通例的には公開の流れできております。

山本委員 この協議会の中に書かれている小委員会とか幹事会とか専門部会とかがありますが、この中には住民への配慮はどうされておりますか。

企画財政課長 ここには各町の担当部長、課長、課長補佐いろんな専門分野の調整にかかわってまいりますので、ここでは住民の方は考えられていないのが通例であります。

山本委員 合併の問題というのはすぐれて住民自治が問われる問題だと思っていて、住民のみなさんが今後10年20年後の私たちまちづくりをどんなふうに考えていくのかというところに焦点が置かれるべき問題であるように思っているのですが、その中で法定合併協議会を立ち上げていくときに今お答えいただいている条件の中で言えば、そうすると住民への配慮はどんな形で反映されるのかということはかなり限定されてくるように思うのですがそういうことはないですか。

企画財政課長 議論する中におきまして、協議会で議論する協議内容について、各町例えば保育所でしたら保育所運営委員会がございます。介護保険なら介護保険運営協議会がございますので、そこでの議論内容については当然そこの協議会にいろいろ協議内容、結果報告等をやっていないといけない。またそれ以外の住民の方もおられますし、その協議内容は逐一何らかの形で住民の方へお知らせして、意見を聞く場を設けないといけないと考えています。それ以外に都市計画にかかる問題

もございますし、農業にかかわる問題もありますのでいろんな各分野にわたっております。それは時々に応じて各委員会や協議会に意見を落としていって意見を聞いて専門部会なり幹事会に上げていく方法は各町村で当然取られてくると考えています。

木田委員 いろんな人と話しておったら、町広報には掲載されているけれどほとんど読んでないというご意見をいただいておりますが、地元の自治会からこの市町村合併についての説明会の開催要望があれば、いつでも実施してもらえるのか、それともいつ頃から実施してもらえるのか、お聞きしたい。

町 長 住民発議によって2月4日にかかってまいりますから、その中で法定協議会が設置されたら、その議論の推移を見なければなかなか難しいと思います。町が説明に行って反対とか賛成とかは言えませんでしょうし、よっぽど慎重に取り組んでいかなければならない。ただ心配するのはいろいろと議論されていって方向付けが定まってきたら、また必ず住民から意見が出てくると思う。その時によっぽど慎重にかかっていかんと、法定協議会を設置していろんな議論している中で方向付けが定まっているのに、やっぱり住民の中にそのことについては聞いていなかったとか、広報を見ていなかったから知りませんとなってきたときに、ある程度そういうことは先日の一般質問にも出てくるように結局住民投票していくのか、あるいは賛成か反対かということを求めることが全国的にもあるわけです。

これから7町の中の法定協議会は2月4日に設置されるかされないかという方向付けが定まりますから、そこらの過程を見なかったらいけないと思う。友好都市の太子町でも町長が合併しますという説明が早かった。そして富田林と16年3月に合併するというので、13年6月に法定協議会をつくられた。議員さんは聞いていなかったから止めやということで延期になっている。これはよっぽど慎重にやっていかなかったら、1つ間違えると大きな問題になってきますので、慎重

にやっていくことが大事であると思う。木田委員のご指摘はよく分かりますが、ある程度方向付けができれば町としての説明はできます。そういう議論の過程を見ながら我々としてはそういう行動を起こしたいと思います。

中川委員 6章の14頁の個別算定のところで、地方交付税の普通交付税10年後150億、合併算定の方で200億、これが20年後は逆転して個別の方が多い。これは合併しない方が20年25年後は普通交付税に関しては多いと、これは単純に理解してよろしいですか。

企画財政課長 平成17年3月までに仮に合併したとした場合につきましては合併特例法が適用になりますので、大きなまちになったら交付税が少なくなります。ただ15年間だけは経過措置がありますので、それが過ぎた後においては合併した方が交付税は少なくなります。

委員長 暫時休憩します。（午前10時30分）

委員長 再開いたします。（午前10時45分）

議 長 先ほど松田委員からの要請で傾斜配分の割り増し分の計算は出せますか。私らが判断するのにその分が重要なポイントの1つになるのです。実は昨日も会議に出て話になったのですが、その点が住民にはあまり知られていない。私らも幾らやと言われたら出しようがないのです。ただ言えるのは国の方では削減を言っているから、それを削減されたらやはり住民税を上げざるをえないだろうという説明しかできないので、アバウトな数字でも結構ですので出してもらいたいと思う。

それと報告書の中で、一番最後に名簿がついているのですが、これを見て素朴な質問なのですが、なぜ北葛城郡の3町が4名になっているのか。この研究会については去年の広域圏の協議会の中で冒頭に事務局から法定合併協議会が設置されるまでこの研究会を継続してほし

いという要望もありまして、メンバーとしては結構だと答えました。これは北葛城郡と生駒郡とで人数合わせをしたのではないかと思います。なぜこういうメンバーになったのか教えていただきたいと思います。

総務部長 名簿の関係でお答えさせていただきます。広域行政そのものは企画担当という形でありますので、その中で各町の組織によって企画担当と財政の担当は別の所もありますし一緒の所もあります。斑鳩町で言えば、企画財政課長が両方とも担当しているということであります。具体的にそういう関係につきましては、事務局が各町の意向を勘案して出席を認めるということでこのような形になっております。

資料の関係につきましては、2月4日の臨時会までにはそういった資料をまとめるのは時間的な面もございますのでご理解賜りたいと思います。

議 長 何もメンバーの数については数合わせをしたということで結構やと思います。対等合併をやっていくという中で人数を変えているのは、何を考えているのかと素朴な疑問がただけで、別に問題はないのですが。それと資料のことですが、なぜそれは出ないのですが。

企画財政課長 地方交付税については再算定、すべて計算の見直しをやっていきます。そうした中で今財政も平成15年度予算を積み上げていって、本議会が2月27日初日になっていきますので、それを見越した中で予算の積み上げをやっていきます。それが両方となりますと非常に難しい面があります。1月半か2か月いただかなければいけない。アバウトで出せと言われてもなかなか出ないです。各費目によって再算定をやっていきますので、その辺ご了承くださいと思います。

議 長 そしたら人口10万人を基本としてそれより少ない所は割増分が幾らかあるというのは事実で、人口が少ないほどその割増分のパーセン

ページが高くなるということもよろしいですか。

企画財政
課長

言っていていただいて結構です。

森河委員

2月4日に7町で法定合併協議会を設置するかしないかということを一斉にやられますね。その時まで各7町からどういう意見が出るかまだ分からないですね。それによってももの取り組みも考えていかなければならない傾向もあるし、一長一短に協議会を設置する設置しないかという問題より、ここまで研究されて一段と進んでいるような気がしますので、2月4日の各7町の意見が出ればそれと共に並行で考えていってはどうかと私は思います。我々だけが進むということとはできないし、慎重にやっていただきたいと思います。

里川委員

基本的なことを教えてもらいたいのですが、この資料を見せていただいている中で、奈良県は宇陀郡吉野郡それぞれ重点支援地域に指定されていて、この資料を見させていただくとどちらも任意の合併協議会をつくられているように書かれているのですが、実際基本的には法定合併協議会と任意の合併協議会との決定的な違いはどのようなところにあるのかということをお願いしたいと思います。

企画財政
課長

任意の合併協議会につきましては各町独自でつくるものでありまして、自由研究であります。法定合併協議会というのはあくまでも地方自治法に定められた法に基づいた協議会であります。

里川委員

今説明をしていただきましたけれども、そうなりましたら出てくる資料などについても任意であるものと法定であるものとはかなり出すべき資料というのは違いなんかが出てくる可能性はないと考えていいのでしょうか。

企画財政
課長

同じであるかどうかについては私遭遇したことはありませんので、はっきりと答えることはできません。ただし任意の協議会におきましては、里川さんもお存じのように各町また各議会におきましてそれなりの予算取りをされて合併に向けた重要な課題を事前に協議やっておこうということで任意協議会がされます。任意協議会を受けた後、法定の合併協議会に移していこうという方向で進められますので、主に全国的には任意の合併協議会をされるところについては合併を前提とした任意の合併協議会をつくられていきます。内容としてはその法定合併協議会で十分審議される中でもより重要とされる事項について、まず任意の合併協議会ですり合わせをしようということで任意の合併協議会が設置されるわけであります。

里川委員

法定であれ任意であれ、協議する場としては性質的には同じ内容であるというふうに考えているわけです。ただ任意であれば今課長がおっしゃったように任意の合併協議会の中で協議が進んで法定へという形になる場合、ある程度の合意ができたときに法定へというふうに行くのが一番形としては自然なのかなというふうに前から思っていた面がありまして、いきなり法定の合併協議会となると出口が合併にいつてしまうのではないかという心配、法的根拠から見てもどうもそこが私ずっと引っかかっているところなので心配をしていた分けなのです。それでどうして任意やったらあかんのかとずっと私の方であったものですから、ここの基本的なところを聞かせていただきました。別に資料とか出すことは法定であろうか任意であろうか扱いに違いがないと考えていいわけなんですね。

企画財政
課長

任意の合併協議会と法定の合併協議会では必然とまるっきり性格が違います。片方は法的に根拠のある協議会であります。以前からもいろんな質問がありましたけれども、あくまでも任意につきましては重要な案件について法定協議会に移行するという前提について任意の協議会がされていると。今回町の方で議案を提出させていただいており

ますのは、あくまでも住民発議がなされました結果、それに基づいて合併特例法第4条の2に基づく請求でありますので、それに基づいて町としては60日以内に議会に付議するものでありますので、ご理解賜りたいと思います。

里川委員　　言い方が悪いと思うのですが、例えば任意の合併協議会で各町ですり合わせするための資料と言っても、それは当然そういう資料として出せますねということを聞いているだけなのですが、協議会の中で協議するものについて行政が持っている資料というのは当然原則的に情報公開ができますので、そういう資料については任意の協議会であっても出してもらえるとというふうに考えてもいいですねと私は言っているのです。任意の合併協議会を持っておられる所の例を聞いているわけですが。

総務部長　　関係市町村それぞれ入っておりますので、その中で関係市町村の持つ資料について情報開示されれば出さねばならないと思います。

野呂委員　　いずれにしても私どもが今問われているのは、2月4日にどちらに決めるかということですね。問題は合併協議会をつくって、その中でやるやらないを含めて論議をするんだということですがけれども、やはり住民に対していかに合併するということになればどうなるのかということをしてできるだけ分かりやすく知らしめると、そのことが一番大事だと思うのです。住民にとって利益になるのか不利益になるのか、このところが一番大事だと思う。松田委員は先ほど言われたことは重要な意味を持っていると思う。大きくなったら果たして住民は利益になるのかと、そこに大きな疑問があるという提起をされましたね。これは現実問題として指摘されたようですね。大阪府や他の大きな市町村が窮地に陥っているという状況ですね。そういうことは全国的に今の合併問題がなぜ起こってきたかという根本から考えないといかんことでもあると思う。それはやはり財政的にも地方自治体も非常に大き

な借金を抱かえたためにこういうことが政府の指導によって強引に市町村に地方交付税をできるだけ出さないでいいようにしたい、削りたい、財政負担を減らしたいという意向なわけでしょう。それが根本となってきたいると思う。

ですから今まで合併特例法というのは、5年ごとに改定されてきているわけです。今回特別にこの制度はこれで打ち切りやと、期限が切れたら再延長しないということを言いだしてきているということですね。しかしそういうことは町長もそのことについては疑問を持っていたと思う。果たして全国の市町村がこの期限までにやれるのか、実際にできるのかと、とてもやないが今の状況だったら、誰しもそのことは政府が目標としている自治体に合併させることは無理ということは明白ですね。そうなってくるとその後で合併するという点について、差別をするというようなことが可能なかどうか、そういうことをすれば恐らく大反乱が起こると思うのです。そういったことの見極めがつかないから、今いわゆる財政から資料について出せないということですね。出せと言っても政府の方針自体そういった点について出してもいいから無理な話ですね。そういう中で私たちが決めていかなければならないというところに大きな矛盾があるというか、分からない中で決定を迫られているというところがあるのです。私ら議員でさえこういう状況でありますから、住民にとっては論点は何かということについて理解している段階に至っていないと思う。そこで私は今回出させていただきましたこの調査につきましても非常に将来予測という点についてはできない、そういう資料だと思うのです。たとえば各分野において教育や福祉、まちづくり、あるいは開発公社なんかでも町の借金残高を出しております。それから町長が言いましたごみ処理施設なんかについても7町については計画があるかないかという問題ですね。それから滞納の問題ですね。これらは各町が現段階で掘り下げて報告をしたくないのか、いろんな側面があると思うのです。全部ざっくりばらんに7町そういう調査する資料提供をするのかどうか、その辺はふんぎれないところもあると思う。教育施設なら教育施設で小中学校と

か給食の問題とか、それらに対するここ10年間のそれぞれの町の投資額については一体どうなっているのか。あるいは文化施設ならどれだけの投資額になるのか。あるいは道路関係だったらどうなのかとか。そういうものがまちづくりに対してそれぞれの町がいかに今まで投資をしてきているのかと、それが今つくらないでどれだけ使える状態であるのかというような点を出す必要があると思う。これからそういう点で非常に遅れた町と相当充実してきた町というような格差があると思う。その辺は住民の負担にかかわることですからちゃんと調べる必要があると思う。それから借金の内容を見るということ、起債はしているけれど、しかしこれは早い段階で処理できる事業計画のための起債か、あるいはずっと塩漬けになるような借金なのか見極めが必要だと思う。そういうものを明確に私たちが分かるような形で出せないのかと、しかしこれはある程度出せるのではないかと思う。それからもう1つは、各町の今後の投資計画ですね。斑鳩町で言えば、町長が言っていますように駅の建て替えと総合福祉センター、これを町長の任期中にやっても斑鳩町の財政は大丈夫なんですということを言い切っていますね。私は外の所は詳しくありませんが、たとえば王寺町の再開発、あれは250億かかると言われていますね。確かに現段階での王寺町の財政状況は一番よろしいですね。しかしあれが具体化してくると一変に逆転するのではないかと思うのです。それは近い将来のことですから、解っていることですから拾い上げる必要があると思う。それぞれの町でどういう計画があるのかということが拾い上げる必要がある。そういうものが合併した後どれだけ負担になるのか。もう1つ極端なことを言えば、駆け込み事業というのも新聞報道では合併を前にして駆け込みで事業をやって、合併してしまったら助かるというような報道がされていますね。そういうものが協定でなくすことができるのかという問題ですね。ですから私は総じて今回2月4日に判断を迫られるわけですが、それぞれにいろんな疑問があると、それがしかも解明できない問題があると、これだけのわずかな期間で。このことをこの資料自身も認めているわけですから、その上で出している資

料なんですから、それでもって判断せよということ自体が無理なことを言っているというようなことが理解できるわけです。その辺は我々議員の責任の重さもあるわけです。いずれにいたしましても私は全国の流れを見て、この合併特例法自体が5年毎の見直し、そしてこれが必ずしもこれで終わりにならないということであれば、合併自体についてはもう少し長期的に考えて、住民が本当に特をするのか損をするのか、将来展望が開かれる合併なのかどうかということを見極めてやっても遅くない問題だと僕は個人的に考えているわけです。ですからそういった点で理事者側も議員側も十分このわずかの期間に考えて賛否を表明するというのが大事なことでありと思っています。これは私が考えていることですが、みなさん参考にさせていただいたらありがたいと思います。

特に今回の新年の町の広報で、議長が独断的に合併が期限内にされなければ全く財政が成り立たないと、そういう一方的な独断的な自分の考えを広報では出す必要はない。議会の代表たるものが載せるということはけしからんことだと。前の懇談会の時もそうだったわけですが、自分の意見を一方的に言って、さも議会の全員の総意であるような言い方をするのははなはだ迷惑だというように私は思うわけです。これはここで厳しく反省を求めておきたいというように思います。

議 長

私はこれはあくまでも議会の総意と言って挨拶を出しているのではありません。しっかりと読んでほしいと思います。それと、この特例法が延びると、そういうことは起こり得ないのです。先ほど課長にもどれだけ削減されるのかと、それらをはじいてくれと言っているのも、これは分からないのです。と言いますのは、政府が言っている合併を進めたら交付税を確保できないのです。全部やったらできないから合併を進めていけるところと進めていけないところがあるというのは、政府承知なんです。交付税はこれから確保していくのにアメとしてその自治体だけに交付税を確保しましょうと、例えば7町に10万ずつ交付税を傾斜割り増しも含めて全体で70万を交付税を出したと、そ

のうちの3町が合併したらその新しい市に対しては30万確保、その時に国としては50万しか金がなかったら、20万を残りの4町が5万ずつ分けないといけないわけです。そういう事態になっているから、政府も17年3月までに全部が合併してしまったら、交付税を確保という約束を守れないのです。そういう単純なことが今起きているのです。そのことをきちっと住民に知らせて、そして交付税を確保するためにも合併しましょうと、とりあえず合併をするのです。それと私が12月7日に話をしましたように、私の意見としてはこうです、議員としてはこうですということをあくまでも言っていますので、議長が言っていることが議会の総意ですというのはそんな馬鹿なことはない。そうでないでしょう。だから議会としての議員のみなさんの意見はどうなのかと見ているだけで、私は議長としてこうして話を載せていますけれど、私は住民の願いに応える責務として市町村合併を積極的に推進していこうと思っています。それをなぜそういう形でこの際厳しくと、どういう意味でこの委員会で発言されるのか、全く私は考えられません。

野呂委員　議長たるものがね、一方に偏したものを最初から自分の意見やと言って、幾ら自分の意見やと言っても立場が立場ですから、みなさん方が公平に論議してくださいと、議会はこういうことで参考にさせていただいて決めていきますというのなら分かりますが、その辺は考え違いではないですか。

松田委員　今日の委員会もそうなんですが、やっぱり今合併問題の是非を巡る議論の場を7町の協議会の場に移すかどうかということが求められている。そのために各議会がどう対応するということが求められていて、その日が2月4日であるというふうに思うわけです。それが求められるということになった場合、あるいは何を協議していこうかという関係についてのものは一応ここにできあがっていると思うのです。この内容の不十分さは協議会が設置した場において今後議論されていくの

だろうと思うのです。特にこの意思を決めていないわけですから、どの程度の成熟された議論になっていくかどうか、その成熟した議論にさせていただくためにはこの資料が必要ではないのか、ああいう資料が必要でないのか、あるいは公開しなければいかんのじゃないかということが言われている。それはそれでいいと思う。問題は我々議会がきちっと確認しておかなければならないのは、合併協議会と各町の議会との関係がどうあるべきかということについて、きちっと認識を一致させておかないといかんのじゃないかと思います。合併協議会は先ほど言いましたように住民請求による合併請求であるだけに、我々住民の意向を大事にしなければならない立場からいきましても当然に協議をする必要がある。その協議についてはそぐわないように慎重にあらゆる角度から論議を求めなければならないというのが、協議会に対する気持ちだと思うのです。議会は最終的にそれぞれの町の住民を代表する立場として合併について協議会でその意向が十分反映できるような形をどう積み上げていくかどうかということが求められていくだろうと思うのです。そうしますとこの合併協議会の関係については既に首長が決まっています。それから議長ということになって、後は明確でないのが学識経験者、いわゆる住民代表ですね。そうすると議会としてはこの協議会を信頼するに足る協議会にたらしめるためにどうしたらいいか、こういうことになるのだと思うのです。そうすると首長は決まっていますから、議会が信頼させるためにどうかという関係は、やっぱり議長ということになるのですから、その議長が議会の総意を決してきた形で意見を述べる、あるいは町の住民の立場に立って意見を介していただくということになってくるだろうと思うのです。そのことについて議会と協議会に出ているみなさんとの関係について齟齬を来さないために我々十分内輪で議論を果たしていくことが必要である。そして議会と協議会に出られるみなさんとの関係あるいは協議会との関係、信頼関係ですね。信頼関係がなければ何をやってもあかんと思う。だから反対にしろ賛成にしろ信頼関係のある協議会の設置を強く求めるということになると思うのです。議会はそのことについて

十分に議論をしていただけるような場の議論とまとまった意見を開陳していただくための体制をどうつくったらいいかという課題があるのではないかと思います。

そういうことをきちっとやっていくというルールづくりについてお互いに疑心暗鬼ではなくて信頼できる体制ができるということであれば結論は明確であると思うのです。その中で十分に議論してもらったらいいいと思いますので、協議会と議会の役割について、協議会が機能を発揮できるような体制と我々の意思が十分に反映できるような体制を議会としてどうするのか、こういうことが課題だと思う。そういうことを委員会としても十分確認をして、それぞれがその日に委ねるか委ねないかの判断をし、委ねるとしたら先ほど言われているような議論を十分に生かしていただいて、議論が尽くされることを願う、こういう場を持てることになるのではないのでしょうか。最終的に具体的に動き出すのは、先ほど町長が言われているように選挙後ということと言われていると思いますが、シミュレーションの関係については私はまとまるだろうと思うのです。一致点を見いだそうと思ったらできないことはないと思うのです。分析の関係の仕方によると思う。最後にやっぱり問題になってくるのは、庁舎の位置の関係であるとか、名称をどうであるとかという素朴な住民感情というものが根強く残ってくると思うし、その辺をどう調整していくかということが課題として残ってくるし、ここには全然出てこないわけですから。そういう点をどういう形で協議会が整理処理をしていくことができるかどうか、そのことが一つの大きなポイントに最終的になるであろう。所によったら今言っている問題を先に整理して、後からこういう関係を整理するという関係の所もかなり出てきていますけれども、普通はこういう関係を先にやって、最後に名前をどうしようということになってきたらご破算になったという例が多くあるわけですから、そういう面については十分議会なり協議会なりで十分認識をしていくということが課題ではないかと思います。これは私の個人的な意見です。そういう意味で資料の不十分さその他の関係、今後我々も議論させてもらうけれども、協

議会場で議論されとすならば、そういう面については十分論議を尽くされてほしい。そのことが期待できるのかどうかによって、自ずから2月4日の個々の判断の材料になるのではないか。そういうところに基本をおいて議論をしていくべきではないかなという感じをしています。

野呂委員　　今の話で疑問に思うわけですが、協議会の信任内容、それらについて議会に対しての報告というのはどの程度の期間でされようとしているのか、どのような形でされるのか、斑鳩町の委員と議会との関係ですね、そういう懇談とかそういうような場が持ちうるのかどうか、その辺がないと協議会が設立されれば、協議会が議会などの意向というのは、本会議の時に一般質問してその意見を聞いて出席するくらいになるのか、その辺の関係はどれだけ密なものになるか分かりますか。

町　長　　今言われても、分からないという返事をせざるを得ませんし、一応2月4日7町がどういう方向付けをされるのかによって定まってきます。条例を照らし合わせて、4月29日が任期満了ですから4月30日以降新しく当選された方々が議会をされて、そこで正副議長、役員が選出されて、そこで初めて一定のテーブルについていくと、それで6月までにできるのか、そこらを探っていく中で状況判断によって議会に付していくのか、そういうことについてやってまいります。斑鳩町だけ独自に公開しますよと言っても他の6町は情報を公開しないという意見があると思いますし、そこら十二分に議論をしながらやってまいりたいと思っております。

委員長　　他にありませんか。なければこれをもって、質疑を終結いたします。本件については説明を受け、一定の調査、研究をしたということで終わります。

その他について委員より何か質疑、意見等あればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長

その他についてもこれで終わります。

以上、本日の案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の会議の委員会報告のまとめにつきましては、正副委員長にご一任いただきたいが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり、町長のあいさつをお受けいたします。

町 長

(町長あいさつ)

委員長

これをもって、本日の会議を閉会いたします。

ありがとうございました。